

ケアマネージャーからよくある質問

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

質問	回答
様式はホームページに載っていますか。	載っています。ホームページからダウンロードもできます。 【徳島市→健康・福祉→事業者向け→新型コロナウイルス感染症関連情報（介護サービス事業者向け）→新型コロナウイルス感染症に係る介護保険申請等の臨時的な取り扱いについて▷「新型コロナウイルス感染症に係る介護保険申請等の臨時的な取り扱いについて」→介護保険申請書等▷2 給付関連事務】
様式はピンク色ですが、印刷して用紙の色が違って大丈夫ですか。	用紙の色は違って大丈夫です。 ※裏面の印刷は不要です。
新規、変更の適用開始日は遡ることができますか。	遡ることはできません。 窓口で受付された日が受付日となります。 希望する日が閉庁日で直後の開庁日に受付される場合は遅れます。被保険者証の発行で提出が遅れる場合には希望される受付日までに電話をしていただく必要があります。 ※ 住所地特例 では被保険者証の発行が遅れることがあるため、サービス利用される場合は事前にご相談ください。
月初めに変更届出を受け付けたいときはどうすればいいですか。	窓口受付の場合、月末の3開庁日前から 郵送受付の場合、月末の5開庁日前から受付をしています。

介護認定関係情報提供依頼書

質問	回答
閲覧を希望したいのですがいつまで予約が可能ですか。	希望される前日の16時までに予約してください。 ※電話予約の場合は、当日に介護認定関係情報提供依頼書をお持ちください。（事業所印は必須です。）
亡くなった方の介護認定関係情報提供依頼もできますか。	介護認定関係情報は、ケアプラン作成が目的のため提供できません。 申請中の際に亡くなられた場合、ケアプランに暫定計画を作成してください。
3ヶ月以上受け取りに行けていなくても提供してくれますか。	3ヶ月以内に受け取りに來られなかった場合は無効となります。 必要な際は、再度申請していただきます。
居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出していないのですが交付・閲覧は可能ですか。	居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書が提出されていない場合は、交付・閲覧はできません。 ※転出者、特定施設入居者生活介護支援事業所・介護保険施設・認知症対応型共同生活介護の場合はサービス提供契約書の写しが必要となります。
要支援の方で交付・閲覧は可能ですか。	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護は可能です。それ以外は地域包括支援センターへご相談ください。 ※認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護では交付・閲覧の際サービス提供契約書の写しが必要となります。
転出する方（した方）で、徳島市の認定を引き継いだため認定関係情報が欲しいのですがどうすればいいですか。	<p>（提出書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書（介護認定関係情報提供依頼書） ・転入先自治体より交付された、最新の被保険者証の写し ・サービス提供契約書の写し ・介護保険専門員証の写し ・事業所で勤務されている事の証明ができる書類の写し（名刺等） ・返信用封筒（宛先は事業所、書類郵便切手を貼ったもの） <p>（申請書の記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者氏名 ・介護度・認定期間（最新のもの） ・事業所番号 ・被保険者の徳島市在住時の住所 ・徳島市の被保険者番号（分かる場合のみ） <p style="text-align: right;">} 余白に記載</p>

郵送で介護認定関係情報提供依頼をしたいのですが返信用封筒の切手は何円必要ですか。	申請件数	長形3号	角形2号
	1件	414円	440円
	2件	460円	460円
	3件	460円	460円
	4件	530円	530円

死亡・転出者の被保険者証閲覧

質問	回答
死亡・転出した被保険者の保険請求のため被保険者証が必要なのですが徳島市に返却した（無くしてしまった）場合どうしたらいいですか。	<p>閲覧願いを各自作成し提出していただきます。</p> <p>（閲覧願いの書き方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出先（徳島市役所 高齢介護課） ・文書作成日 ・閲覧する事業所の事業所名・住所・事業所印（必須） ・閲覧する理由（「死亡後、家族が被保険者証を市に返却したため、被保険者証の確認ができなかった。保険請求のために被保険者証の閲覧をしたい」等。） ・被保険者の氏名・被保険者番号・住所・生年月日 ・閲覧に来る者の氏名

介護保険要介護（要支援）認定（更新認定）・区分変更申請書 【コロナ延長】

質問	回答
「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱い」による更新申請（認定有効期限の延長）は、いつまで申請できますか。	<p>徳島市では、有効期間満了日が令和6年3月31日までの被保険者に限り、コロナ延長を適用することとしています。</p> <p>更新申請の方で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■感染もしくは感染の疑いがある場合 ■入所施設等で面会禁止措置がとられている場合 ■感染予防の観点から、認定調査を希望されない場合 <p>上記に該当する方で、有効期間満了日が令和6年3月31日までの方は有効期間延長が可能です。窓口にてご相談ください。</p> <p>※臨時的な取り扱いを複数回適用することで、長期間にわたって被保険者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない事態が懸念されます。条件に該当する方は延長もできますが、可能な限り、認定調査を受けていただけますようご協力をお願いいたします。</p> <p>詳しくは、徳島市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて」の頁をご参照ください。</p>

介護保険（食費・居住費）負担限度額認定申請書

質問	回答
施設に入所する予定ですが申請はいつすればいいですか。	施設サービスは入所した後に申請できます。 ※月をまたぐと適用開始日が変わりますので、ご注意ください。
適用開始日はどのように決まりますか。	申請日（消印有効）が属する月の初日からです。負担限度の年度更新期間中に申請されたものは8月1日からとなります。
被保険者が給付制限を受けている場合、申請はできますか。	できません。受付は給付制限が解除されてからとなります。
資産要件を上回っていましたが、途中で資産の状況が変わり要件に当てはまるようになりました。	前回不承認の結果が出ていても、要件に当てはまった時点で申請すると、承認されることがあります。
配偶者の資産要件・課税状況も確認しますか。	確認します。申請される場合は、配偶者の方の通帳の写しも必要となります。また、世帯が別であっても同じように確認します。
有価証券を持っていますが、どのように申告すればいいですか。	評価額が分かるものの写しの提出が必要です。書類のない場合は、画面印刷したものを提出することでも可能です。

介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書

質問	回答
同一種目の購入は可能ですか。	用途や機能等が異なる場合や破損等で使用できなくなった場合については購入可能です。
福祉用具購入後に本人が亡くなった場合、委任状および口座振込依頼欄はどのように記載すればいいですか。	委任状は未記載で口座振込依頼欄に必要事項の記載をお願いします。
排泄予測支援機器について申請時の注意点はありますか。	通常の添付書類に加え、医学的な所見がわかる書類が必要となります。
排泄予測支援機器について専用シートは対象となりますか。	専用ジェル等装着の都度消費するものおよび専用シート等の関連製品は対象外となります。

軽度者に係る福祉用具貸与例外給付確認依頼書

質問	回答
同一種目の貸与は可能ですか。	用途や機能等が異なる場合については貸与可能です。
認定審査待ちの場合、認定審査を待ってからの提出でもいいですか。	認定審査を待ってからの提出でも問題ないですが、必要書類は貸与開始日までに準備しておくようにお願いします。
医師の医学的な所見が提出までに入手不可の場合にはどのようにすればいいですか。	電話等での聴取した内容を記録する方法で問題ないので貸与開始前までに入手するようにしてください。

住宅改修

質問	回答
住宅改修の申請はどうすればいいですか。	徳島市ホームページに掲載しています。 【徳島市→健康・福祉→介護→福祉用具貸与→福祉用具購入費と住宅改修費の支給について→住宅改修費の支給について】